



福岡県医師会第987号(地)
平成18年 8月 5日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



石綿健康被害医療手帳に関する留意事項の周知にかかる協力について

平成18年2月10日に『石綿による健康被害の救済に関する法律』が公布され、石綿を原因とする①中皮腫、②肺がんにかかった方(以下、「被害者」)またはその遺族であって、労災補償制度および特別遺族給付金の対象とならない方に対して、救済給付を行う「石綿健康被害救済制度」が平成18年3月27日に創設されました。

本制度は、被害者または本制度創設前に死亡した被害者の遺族からの申請・請求(本年3月20日より受付を開始)に基づき、独立行政法人環境再生保全機構において認定等を行い、医療費等を給付するものです。

今般、本法律に基づき認定を受けた被害者に対し、平成18年7月1日付で「石綿健康被害医療手帳」が交付される旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、これに伴い、医療機関等において診療報酬請求書の作成等の事務が円滑に行われるよう、石綿健康被害医療手帳の交付の際には、「石綿健康被害医療手帳に関する留意事項のお知らせ」(日医通知中の別添を参照下さい。)を併せて配布し、認定を受けた被害者の方が医療機関を受診する際には、本資料を医療機関の窓口に提示することとされておりますので、併せてご周知下さいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

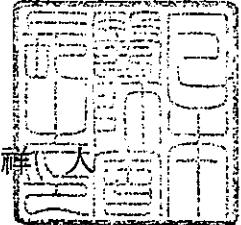
担当理事 毛利康茂



日医発第387号（保67）
平成18年7月7日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥（大）



石綿健康被害医療手帳に関する留意事項の周知
にかかる協力について

平成18年2月10日に『石綿による健康被害の救済に関する法律』が公布され、石綿を原因とする①中皮腫、②肺がんにかかった方（以下、「被害者」）またはその遺族であって、労災補償制度および特別遺族給付金の対象とならない方に対して、救済給付を行う「石綿健康被害救済制度」が平成18年3月27日に創設され、本制度の広報への協力について、平成18年3月13日付け日医発第1056号（地Ⅱ214）にてご依頼申し上げたところであります。

本制度は、被害者または本制度創設前に死亡した被害者の遺族からの申請・請求（本年3月20日より受付を開始）に基づき、独立行政法人環境再生保全機構において認定等を行い、医療費等を給付するものであります。（制度の詳細につきましては、別紙「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」をご参照下さい。）

今般、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、認定を受けた被害者に対し、平成18年7月1日付けで「石綿健康被害医療手帳」が交付されることとなりましたので、その見本をお送りするとともに、貴会関係医療機関への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

また、これに伴い、医療機関等において診療報酬請求書の作成等の事務が円滑に行われるよう、石綿健康被害医療手帳の交付の際には、別添の「石綿健康被害医療手帳に関する留意事項のお知らせ」（3枚組資料）を併せて配布し、認定を受けた被害者の方が医療機関を受診する際には、本資料を医療機関の窓口に提示することとしておりますので、この点につきましても併せてご周知いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

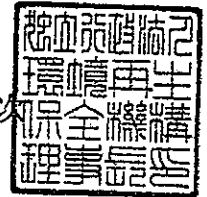
- ・石綿健康被害医療手帳に関する留意事項の周知にかかる協力について（依頼）
（平18.6.28 環機石第1号 独立行政法人環境再生保全機構理事長）
- ・〔参考〕石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い（独立行政法人環境再生保全機構）



環 機 石 第 1 号
平成 18 年 6 月 28 日

社団法人 日本医師会
会長 唐 澤 祥 人 殿

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 田 中 健 次



石綿健康被害医療手帳に関する留意事項の周知
にかかる協力について（依頼）

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、石綿健康被害救済制度につきましては、平成 18 年 3 月 20 日から申請の受付を開始致しましたが、今般、平成 18 年 7 月 1 日付けで、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、同法の認定を受けられた方に石綿健康被害医療手帳を交付することといたしました。

また、医療機関等において診療報酬請求書の作成等の事務が円滑に行われるよう、石綿健康被害医療手帳の交付の際、併せて別添の資料を配布し、認定を受けられた方に、医療機関等の窓口で当該資料を御提示いただくこととしております。

つきましては、貴会におかれましても、当該資料の周知について御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 保険医療機関等において医療を受ける場合、被保険者証、組合員証又は老人保健法医療受給者証に添えて、この石綿健康被害医療手帳を必ず窓口に提出してください。
- 2 認定疾病（付随して発生するいわゆる続発症を含む。）について、医療保険の給付対象となる診療及び介護保険の適用を受ける医療系サービスを受けた場合、保険適用となる範囲の自己負担分が給付対象となります。遺伝性疾病、歯科診療、正常分娩に係る産科診療、第三者行為による傷害、その他他に原因が明らかであると主治医が認めた疾病に関する医療については対象なりません。
- 3 緊急その他やむを得ない理由があるときに、手帳を提示せずに保険医療機関等から医療を受けた場合や、保険医療機関等以外から医療を受けた場合は、後から、（独）環境再生保全機構に医療費の支給を請求することができます。
- 4 住所又は氏名に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- 5 認定疾病が治ったとき、この手帳の有効期間が来たとき、認定の取消しを受けたとき、又は被認定者が死亡したときは、この手帳を速やかに返還してください。
- 6 この石綿健康被害医療手帳は紛失しないようにしてください。もし、破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出てください。
- 7 不正にこの証を使用した者は刑法によって詐欺罪として懲役の処分を受けます。

医療機関等の管理者の方へ

独立行政法人環境再生保全機構

石綿健康被害救済部長 上河原献二

石綿健康被害医療手帳に関する留意事項のお知らせ

平成 18 年 3 月 27 日より施行になりました石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）につきましては、制度の趣旨と手続をご理解いただき、制度の円滑な運営にご協力いただけるよう、当方が作成した「石綿健康被害者の救済への御協力をお願い」により、医師、医療機関等の皆様に対し、その周知を行っているところです。

さて、この度、認定を受けた方に対し、法第 4 条第 3 項に基づき石綿健康被害医療手帳（以下「医療手帳」という。）を交付致しましたので、被認定者の方が、医療手帳を持参され医療を受けようとする等の場合に、下記の点にご留意いただき、制度の円滑な実施にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本件について事務御担当の方へご周知下さいますよう、よろしくお願い致します。

記

1 石綿健康被害救済制度による公費負担医療

石綿健康被害救済制度による公費負担医療は、いわゆる保険優先の取扱いとなっております。

公費負担者番号については、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴う公費負担者番号の設定について（通知）」（平成 18 年 5 月 22 日付け環保企発第 060518006 号）により、環境省から地方社会保険事務局等を通じて周知がなされていると聞いております。

具体的な診療報酬請求書等の記載については、「「診療報酬請求書等の記載要領等について」の改正について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330006 号）、「「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について」の全部改正について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）や「「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331010 号）をご参照下さい。

2 他の公費負担医療との関係

健康保険法以外の法令（条例を含む。）の規定により医療に関する給付（例 原子爆弾被爆者援護法による公費負担医療、地方単独事業で実施する医療費助成）が行われるべき場合には、その給付の限度において石綿健康被害救済制度による公費負担医療は行われません（法第 26 条第 1 項）。

他の公費負担医療制度との適用の優先順位については、「平成 18 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」（平成 18 年 5 月 8 日保医発第 0508001 号）の別紙 2 及び別紙 3、「「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331010 号）による改正後の「介護給付費請求書等の記載要領について」の別表 2 に記載されている公費負担医療制度の優先順位をご参照下さい。

3 石綿健康被害医療手帳への記入

石綿健康被害医療手帳の裏面中「治療期間」の欄については、治療の開始時期及び終了時期を御記入下さい。なお、被認定者の都合により治療の途中で転院する場合等、終了時期を御記入いただけない場合もあるかと思いますが、そのような場合は開始時期のみ御記入下さい。

＜照会先＞

独立行政法人環境再生保全機構

石綿健康被害救済部給付課

TEL:044-520-9617



環保企発第 060518006 号
平成 18 年 5 月 22 日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県介護保険主管部（局）長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部企画課
石綿健康被害対策室



石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴う
公費負担者番号の設定について（通知）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づく医療費の公費負担制度については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の改正について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330006 号）、「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について」の全部改正について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）及び「平成 18 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」（平成 18 年 5 月 8 日保医発第 0508001 号）並びに「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331010 号）により、その法別番号等が通知されているところであるが、診療報酬請求事務及び介護給付費請求事務並びにこれらの支払事務の簡素化、適正化を図るため、当該公費負担制度に係る公費負担者番号を下記のとおり設定したので、御了知の上、関係医療機関等に対する周知を図られたい。

なお、本通知については、厚生労働省関係局と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

公費負担者番号：66141011



医師、医療機関等の皆様へ

石綿健康被害者の救済への ご協力のお願い

平成18年2月10日に、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が公布され、石綿を原因とする中皮腫、肺がんにかかれた方の救済制度が創設されました（3月20日より申請受付開始）。

救済給付を行うためには、患者さんが石綿を吸入することにより、中皮腫又は肺がんにかかったことなどを確認することが必要であり、医療に携わる先生方のご協力が不可欠でございます。

制度の趣旨と手続をご理解いただき、制度の円滑な運営にご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この法律の施行後（平成18年3月27日以後）に、これらの疾病に起因して死亡された場合、生前に認定の申請が行われていなければ、救済給付は支給されません。

現在、石綿による中皮腫や肺がんにかかっている方を診療された場合には、その方に早急に申請していただくようご助言いただきますようお願いいたします。

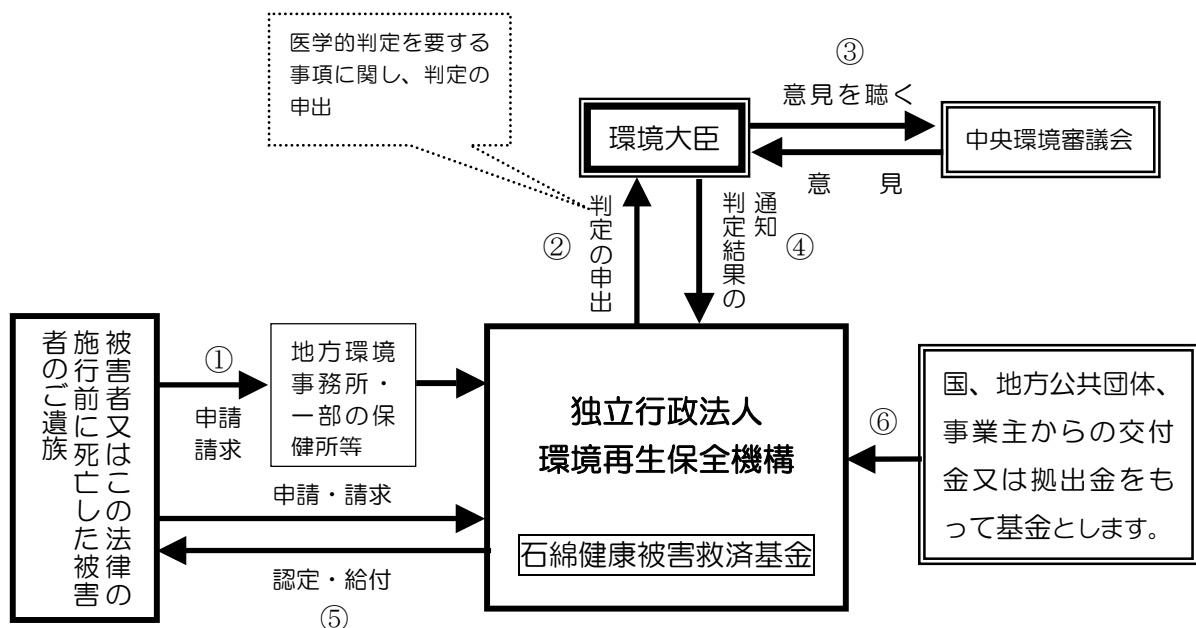
独立行政法人環境再生保全機構

1 石綿健康被害救済制度（救済給付関係）の概要

石綿健康被害救済制度（救済給付関係）は、石綿＜アスベスト＞による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償制度及び特別遺族給付金の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、石綿による①中皮腫、②肺がんです。現在これらの病気にかかられている方、制度が始まる前（平成 18 年 3 月 27 日より前）にこれらの病気でお亡くなりになった方のご遺族からの申請・請求（図中①）に基づき、独立行政法人環境再生保全機構において認定等を行い、医療費等を給付（図中⑤）します。この際に、医学的判定を要する事項については、機構は環境大臣に判定を申し出（図中②）、環境大臣は中央環境審議会の意見を聴いて（図中③）判定を行います（図中④）。

また、この制度に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体や事業者からの拠出金によってまかなわれます（図中⑥）。



2 指定疾病

救済制度（救済給付関係）の対象となる疾病（指定疾病）は、石綿による①中皮腫、②肺がんです。中皮腫とは、主として胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮に発生する悪性腫瘍です。

また、これらに付随する疾病等（いわゆる続発症）であって、日常生活に相当の制限が加わり、常に医師の管理による治療が必要であるようなものについても、これら指定疾病と一体のものとして取り扱われ、救済給付の対象となります。個々の事例において、ある疾病等が続発症であるか否かについては、医学の経験則により相当程度の関連性があるか否かによって判断すべきですが、具体的には、次のような疾病等が考えられます。

- ①指定疾病の経過中又はその進展により当該指定疾病との関連で発症するもの
 - ・中皮腫又は肺がんの遠隔転移、肺がんの癌性胸膜炎、癌性リンパ管症 など
- ②指定疾病を母地として細菌感染等の外因が加わって発症するもの
 - ・肺炎、胸膜炎 など
- ③指定疾病の治療に伴う副作用や後遺症
 - ・薬剤性肺障害、放射線肺炎、術後の肺機能障害 など

3 救済給付の種類

救済給付の種類は以下のとおりです。

現在療養中の方への給付

医療費（本人が請求）	自己負担分
療養手当（本人が請求）	103,870 円／月

認定後療養中の方がお亡くなりになった場合の給付

葬祭料（葬祭を行う方が請求）	199,000 円
救済給付調整金（生計が同一であったご遺族が請求）	個別に算定

制度施行前（平成18年3月27日より前）にお亡くなりになった方の遺族への給付

特別遺族弔慰金（生計が同一であったご遺族が請求）	2,800,000 円
特別葬祭料（生計が同一であったご遺族が請求）	199,000 円

4 現在療養中の方への救済給付

4. 1 石綿により指定疾病にかかった旨の認定について

救済給付を受けるには、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を独立行政法人環境再生保全機構から受ける必要があります。

認定の申請には、**医師の診断書や診断の根拠となった胸部X線フィルム、CT画像、病理検査意見書、各種検査報告書等が必要です（※）**。機構では、提出された診断書等については、環境大臣に医学的判定を申し出、これを受けて、環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて医学的判定を行い、判定結果を機構に通知します。機構はその判定結果に基づいて、認定の可否を決定し、認定された方に対して救済給付を支給します。

この場合の、指定疾病にかかった旨の医学的判定は、以下の考え方により行われることとなります。患者さんから、本制度の認定申請のための診断書等について依頼があった場合には、医学的判定に必要な事項を盛り込んだ診断書等を発行していただきますよう、お願いします。診断書等の様式がありますので、記載例を参照してください。

なお、法施行日（平成18年3月27日）にすでに指定疾病にかかっている、法施行日から2年以内にお亡くなりになった場合には、後述の救済給付調整金が給付される可能性がありますので、診断書の該当欄に、平成18年3月27日時点での罹患状況（罹患していた、罹患していたことが否定できない、罹患していなかった、のいずれか）について付記していただくようお願いいたします。

※ 診断書等に添付いただいた胸部エックス線フィルムやCT画像等については、認定作業が終了した後に、申請者に返却いたします。

指定疾病にかかった旨の医学的判定の考え方について

石綿を吸入することにより中皮腫又は肺がんにかかった旨の医学的判定に関する考え方は次のとおりです。

【参考】

●平成18年3月2日中央環境審議会答申

「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について」

http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=7782&hou_id=6903

●平成18年2月石綿による健康被害にかかる医学的判断に関する検討会報告書

「石綿による健康被害にかかる医学的判断に関する考え方」

<http://www.env.go.jp/chemi/report/h17-20.pdf>

1) 中皮腫

中皮腫については、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられることから、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば、石綿を吸入することにより発症したものと判定するものであること。

なお、中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織学的検査に基づく確定診断がなされることが重要であり、また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、胸膜炎などとの鑑別も必要であること。このため、中皮腫であることの判定に当たっては、病理組織学的検査記録等が求められ、確定診断が適正になされていることの確認が重要であること。しかしながら、実際の臨床現場においては、病理組織学的検査が行われていない事案も少なくないと考えられ、例えば、病理組織学的検査が行われていなくても、細胞診でパパニコロウ染色とともに免疫染色などの特殊染色を実施した場合には、その他の胸水の検査データや画像所見等を総合して診断を下すことができる例もある。今後、判定に当たっては、原則として病理組織学的検査による確定診断を求めることが適当であるものの、病理組織学的検査が行われていない例においては、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾病との鑑別の根拠等を求め、判定するものであること。

2) 肺がん

肺がんについては、**原発性肺がん**であって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することにより発症したものと判定するものであること。

肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合とは、国際的にも、25本/ml×年程度のばく露があった場合であると認められており、また、これに該当する医学的所見としては、次のア又はイに該当する場合が考えられること。

ア 胸部エックス線検査又は胸部CT検査により、**胸膜プラーク(肥厚斑)**が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）があつて胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること。

イ 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上（次のいずれか）認められること

- ・乾燥肺重量1 g 当たり5,000本以上の石綿小体
- ・乾燥肺重量1 g 当たり200万本以上の石綿繊維（5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上）
- ・気管支肺胞洗浄液1 ml 当たり5本以上の石綿小体

なお、石綿によるものと判断するための医学的所見のひとつである肺内石綿小体等の計測は技術的に難しいものです。したがって、石綿による被害者の迅速な救済を図るための信頼性の高いデータを得るには、一定の設備を備え、かつ、トレーニングを受けたスタッフのいる専門の施設で実施することが重要です。計測については、例えば、以下の施設にお問い合わせ下さい。

○ 石綿小体の測定について

アスベスト疾患センター（23カ所（平成18年4月1日より24カ所））

岩見沢労災病院	0126-22-1300	釧路労災病院	0154-22-7191
東北労災病院	022-275-1111	鹿島労災病院	0479-48-4111
千葉労災病院	0436-74-1111	東京労災病院	03-3742-7301
関東労災病院	044-411-3131	横浜労災病院	045-474-8111
新潟労災病院	025-543-3123	富山労災病院	0765-22-1280
浜松労災病院	053-462-1211	中部労災病院	052-652-5511
旭労災病院	0561-54-3131	関西労災病院	06-6416-1221
神戸労災病院	078-231-5901	和歌山労災病院	073-451-3181
岡山労災病院	086-262-0131	中国労災病院	0823-72-7171
山陰労災病院（※）	0859-33-8181	香川労災病院	0877-23-3111
山口労災病院	0836-83-2881	九州労災病院	093-471-1121
長崎労災病院	0956-49-2191	熊本労災病院	0965-33-4151

※：平成18年4月1日より

○ 石綿繊維数の測定に関するご案内

独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部申請課 044-520-9616

石綿による健康被害の救済に関する法律

認定申請用

診斷書 (中皮腫用)

患者氏名	〇 〇 〇 〇	男	女	生年 月 日	明治 大正 昭和 平成	〇〇年 〇月〇〇日 (〇〇才)
現住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地					
診療名	胸腺中皮腫		カルテ No. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			

【診断の詳細】 ※該当する□にレ印を付した上で、必要事項を記入して下さい。

原発部位	☒ 顔面 (□右 ☒ 左 ☐ 不明) ☐ 頭頂 ☐ 胸壁 ☐ 心臓 ☐ 樹乳輪腺 ☐ その他 ()		平成○○年○○月○○日
組織型	☒ 上皮型 ☐ 肉腫型 ☐ 二相型 ☐ 特殊型 () ☐ 不明 ()		
中皮腫の確定診断年月日	平成○○年○○月○○日		

(右欄ばく露の可能性に關する情報があれば、參考のためご記入下さい。)
 22才～40才 A市に居住

その他の事項

【臨床經過】

平成○○年○○月半ごろから労作時の息切れを感じるようになった。平成○○年○○月○○日かかりつけ医を受診、左胸水貯留を指摘されて、同日、紹介受診となった。胸部X線写真上、左側に中等量の胸水貯留。胸腺ブラスチック、および不整形陰影は認められなかった。胸水は黄色やや混濁した浮出液で、胸水とアルブミン濃度は160 mg/L (16万 ng/ml)、細胞数class V、及びも様細胞集塊が認められ、胸腺上皮腫が疑われた。○○月○○日、経皮生検が行われたが悪性像は得られず、○○月○○日全身麻酔下に胸腺鏡 (VATS) を行われた。生検が行われ、○○月○○日、免疫組織化学染色の所見等により、中皮腫 (上皮型) と確定診断された。

—記載例—
中皮腫①

石綿による健康被害の救済に関する法律

認定申請用

診斷書 (中皮腫用)

※平成13年3月27日時点における罹患の有無について該当する□にレ印を付して下さい。(裏面の注
釈参照)

☐罹患していた

☒罹患していたことが否定できない

☐罹患していなかった

【中皮腫の確定診断の根拠】

※中皮腫の確定診断の根拠について□にレ印を付し、該当事項を記入した上で、該当するフィルム、画像、検査結果書、診断書、報告書等を添付して下さい（写し可）。

☒ エックス線フィルム	☒ 胸部	☐ 腹部	☐ その他:	平成	〇〇年	〇〇月	〇〇日
検査実施年月日							
☒ CTフィルム	☒ 胸部	☐ 腹部	☐ その他:	平成	〇〇年	〇〇月	〇〇日
検査実施年月日							
☐ その他の画像検査のフィルム等	(検査名:)			平成	年	月	日
検査実施年月日							
☒ 胸水等に関する検査結果書	☒ 胸水	☐ 腹水	☐ その他:	(検査名: ヒアルロン酸濃度)			
検査実施年月日				平成	〇〇年	〇〇月	〇〇日
☒ 病理組織診断書	(判定様式第4号又はそれと同等の内容を含む病理組織診断書を添付して下さい)						
検査実施年月日				平成	〇〇年	〇〇月	〇〇日
☒ 細胞診報告書	(判定様式第5号又はそれと同等の内容を含む細胞診報告書を添付して下さい)						
検査実施年月日				平成	〇〇年	〇〇月	〇〇日
☐ その他の検査結果書	(検査名:)			平成	年	月	日
検査実施年月日							

上記のとおり、診断します。

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

医療機関所在地
医療機関の名称
電話番号
診療担当科名
医師の氏名

〒XXX-XXXX
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇病院
TEL XXX-XXX-XXXX
〇〇〇科
〇 〇 〇 〇 〇 〇

判定様式第1号 診断書（中皮腫用）②

判定様式第1号

一記載例一
中皮腫②

石綿による健康被害の救済に関する法律
認定申請用
診断書（中皮腫用）

患者氏名	〇〇〇〇	男・女	生年 明治 大正 昭和 平成	〇〇年 〇月〇〇日 (〇〇才)
現住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇〇番地			
診断名	胸膜中皮腫		カルテ No.	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【診断の詳細】 ※該当する□にレ印を付した上で、必要事項を記入して下さい。

原発部位	☒ 胸膜 (☒ 右 ☐ 左 ☐ 不明) ☐ 腹膜 ☐ 心膜 ☐ 精巣鞘膜 ☐ その他 ()
組織型	☐ 上皮型 ☐ 肉腫型 ☒ 二相型 ☐ 特殊型 () ☐ 不明 ()
中皮腫の確定診断年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
その他の事項	(石綿ばく露の可能性に関する情報があれば、参考のためご記入下さい。) 24才～40才 夫 (造船所配管工) の作業衣の洗濯

【臨床経過】

平成〇〇年秋頃から息切れ有り。同年〇〇月他院にて胸膜炎（結核性の疑い）の治療。胸水は減少し一時的にようやくたかみえたが次第に胸痛が出現した。
平成〇〇年〇〇月頃から息切れ増強し〇〇月〇〇日受診。経皮胸膜生検（右側）にて中皮腫と診断された。細胞診は Class II であったが、病理組織学的検査の結果、二相型中皮腫との確定診断となった。

※平成18年3月27日時点における罹患の有無について該当する□にレ印を付して下さい。（裏面の注釈参照）

☒罹患していた
☐罹患していたことが否定できない
☐罹患していなかった

【中皮腫の確定診断の根拠】

※中皮腫の確定診断の根拠について□にレ印を付し、該当事項を記入した上で、該当するフィルム、画像、検査結果書、診断書、報告書等を添付して下さい（厚し可）。

☒ エンックス線フィルム	☒ 胸部 ☐ 腹部 ☐ その他 ()
検査実施年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
☒ CTフィルム	☒ 胸部 ☐ 腹部 ☐ その他 ()
検査実施年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
☐ その他の画像検査のフィルム等（検査名：)	検査実施年月日 平成 年 月 日
☒ 胸水等に係る検査結果書（検査名： ヒアルロン酸濃度)	検査実施年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
☒ 病理組織診断書（判定様式第4号又はそれと同等の内容を含む病理組織診断書を添付して下さい）	検査実施年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
☒ 細胞診報告書（判定様式5号又はそれと同等の内容を含む細胞診報告書を添付して下さい）	検査実施年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
☐ その他の検査結果書（検査名：)	検査実施年月日 平成 年 月 日

上記のとおり、診断します。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

医療機関所在地 千 XXX-XXXX
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇
医療機関の名称 加 XXX-XXX-XXXX
電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
診療担当科名 〇〇科
医師の氏名 〇 〇 〇 〇 印

判定様式第4号 病理組織診断書

- ※ 中皮腫の診断において病理組織学的検査が必要な場合には、この様式（判定様式第4号）又は同等の内容を含む病理組織診断書を添付して下さい。
- ※ 肺がんの診断において病理組織学的検査が必要な場合には、添付いただく病理組織診断書について様式の定めはありません。

判定様式第4号

一記載例一

石綿による健康被害の救済に関する法律
認定申請用
病理組織診断書

患者氏名	〇 〇 〇 〇	男・女	生年月日	明治 大正 〇〇年 〇月 〇〇日 昭和 平成 (〇〇才)
現住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地			
診断名	上皮型中皮腫		病理組織検査実施施設名 〇〇大学病院 病理組織検査番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

【検査の詳細】（※該当する□にレ印を付し必要事項を記入してください。）

検体採取年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
診断年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
検査材料	☐ 生検（ ☐ TBLB ☐ 針生検 ☐ その他： ☒ 手術（VATSを含む） ☐ その他（具体的に）
実施した染色等	☒ HE ☒ 酸性粘液染色（アルシアン青、コロイド鉄など）（ ☒ 陽性 ☐ 陰性） ☒ ヒアルロニダーゼ消化試験（ ☒ 消失あるいは減弱 ☐ 不変） ☒ 免疫染色（抗体名） ☒ Calretinin （ ☒ 陽性 ☐ 陰性） ☐ Cytokeratin5/6 （ ☐ 陽性 ☐ 陰性） ☒ CEA （ ☐ 陽性 ☒ 陰性） ☐ AE1/AE3 （ ☐ 陽性 ☐ 陰性） ☐ TTF-1 （ ☐ 陽性 ☐ 陰性） ☒ CAM5.2 （ ☒ 陽性 ☐ 陰性） ☒ その他（ mesothelin 陽性） ☐ 電子顕微鏡検索（所見：） ☐ その他（）

【所見】

中皮細胞様の異型細胞の乳頭腺管状増殖がみられ、明らかな肺実質への浸潤像を伴い、上皮型中皮腫と診断される。

【他の疾患との鑑別についての特記事項】

末梢肺原発の腺癌との鑑別が必要であったが、免疫染色の所見から肺腺癌は否定され、上皮型中皮腫と診断できる。

上記のとおり、診断します。

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

医療機関所在地
医療機関の名称
電話番号
担当科名
医師の氏名

〒XXX-XXXX
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇大学病院
TEL XXX-XXX-XXXX
〇〇〇〇科

〇 〇 〇 〇 印

判定様式第5号 細胞診報告書

- ※ 中皮腫の診断において細胞診が必要な場合には、この様式（判定様式第5号）又は同等の内容を含む細胞診報告書を添付して下さい。
- ※ 肺がんの診断において細胞診が必要な場合には、添付いただく報告書について様式の定めはありません。

判定様式第5号

一記載例一

石綿による健康被害の救済に関する法律
認定申請用
細胞診報告書

患者氏名	〇 〇 〇 〇 (男) 女	生年月日	明治 大正 〇〇年 〇月 〇〇日 昭和 平成 (〇〇才)
現住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地		
診断名	上皮型中皮腫		細胞診検査施設名 〇〇大学病院 細胞診検査番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【検査の詳細】（※該当する□にレ印を付し必要事項を記入してください。）

検体採取年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日																
診断年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日																
検査材料	☒ 胸水 ☐ 腹水 ☐ 心嚢水 ☐ その他（具体的に ）																
実施した染色等	☒ パapanicolaou染色 ☒ ギムザ染色 ☐ 酸性粘液染色（アルシアン青、コロイド鉄など）（ ☐ 陽性 ☐ 陰性） ☐ ヒアルロニダーゼ消化試験（ ☐ 消失あるいは減弱 ☐ 不変） ☒ 免疫染色（抗体名） <table border="0"> <tr> <td>☒Calretinin</td> <td>(☒陽性 ☐陰性)</td> <td>☐Cytokeratin5/6</td> <td>(☐陽性 ☐陰性)</td> </tr> <tr> <td>☒CEA</td> <td>(☐陽性 ☒陰性)</td> <td>☐AE1/AE3</td> <td>(☐陽性 ☐陰性)</td> </tr> <tr> <td>☐TTF-1</td> <td>(☐陽性 ☐陰性)</td> <td>☐CAM5.2</td> <td>(☐陽性 ☐陰性)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">☐その他（ ）</td> </tr> </table> ☒ 電子顕微鏡検索（所見： 細長な（LDR=15）微絨毛をみる） ☐ その他（ ）	☒ Calretinin	(☒ 陽性 ☐ 陰性)	☐ Cytokeratin5/6	(☐ 陽性 ☐ 陰性)	☒ CEA	(☐ 陽性 ☒ 陰性)	☐ AE1/AE3	(☐ 陽性 ☐ 陰性)	☐ TTF-1	(☐ 陽性 ☐ 陰性)	☐ CAM5.2	(☐ 陽性 ☐ 陰性)	☐ その他（ ）			
☒ Calretinin	(☒ 陽性 ☐ 陰性)	☐ Cytokeratin5/6	(☐ 陽性 ☐ 陰性)														
☒ CEA	(☐ 陽性 ☒ 陰性)	☐ AE1/AE3	(☐ 陽性 ☐ 陰性)														
☐ TTF-1	(☐ 陽性 ☐ 陰性)	☐ CAM5.2	(☐ 陽性 ☐ 陰性)														
☐ その他（ ）																	

【所見】

マリモ状の大型細胞集塊を形成、あるいは孤立散在性に出現する異型細胞をみる。多核巨細胞もみられる。

【他の疾患との鑑別についての特記事項】

異型細胞は腺癌との鑑別が必要であったが、免疫染色の所見、電子顕微鏡の所見から腺癌より中皮腫の可能性が高いと判断した。

上記のとおり、診断します。

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

医療機関所在地
医療機関の名称
電話番号
担当科名
医師の氏名

〒XXX-XXXX
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇大学病院
Tel XXX-XXX-XXXX
〇〇〇〇科
〇 〇 〇 〇 印 印

—記載例—

石綿による健康被害の救済に関する法律
認定申請用／特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求用
石綿計測結果報告書

患者氏名	○ ○ ○ ○	男	女	年 月 日	明治大正昭和年代	〇〇年 〇月 〇日 (〇才)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地						
現住所						
右綿計測実施施設名	〇〇〇〇〇〇〇〇センター			検査番号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【計測の詳細】（※該当する□にレ印を付し必要事項を記入してください。）

検体採取年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
計測年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
検査材料	☐ 病理解剖 ☐ 生検 (□TBLB □針生検 □その他:) ☒ 手術 (WATS を含む) ☐ BALF ☐ その他 ()
計測方法	☒ 位相差顕微鏡による石綿小体の計測 ☐ 分析走査電子顕微鏡による石棉繊維の計測 ☐ 分析透過電子顕微鏡による石棉繊維の計測 ☐ その他

【肺組織の計測結果】（※該当する□にレ印を付し必要事項を記入してください。）

検体保存状態	☒ ホルマリン固定	☐ パラフィンブロック
検体部位	☐ 病理切片 (切片厚さ μm) ☐ 右肺上葉 ☒ 右肺中葉 ☒ 右肺下葉 ☐ 左肺上葉 ☐ 左肺下葉 ☐ 部位不明 ☐ その他 ()	

計測結果

検体部位	運重量 (g)	乾燥重量 (g)	位相差顕微鏡による 石綿小体測定結果		電子顕微鏡による 石綿繊維測定結果	
			石棉小体濃度 (AB% (乾燥肺))	検出下限値 (AB% (乾燥肺))	石棉繊維濃度 (F% (乾燥肺))	検出下限値 (F% (乾燥肺))
1) 右肺下葉	1.68820	0.33559	6,500	300		
2) 右肺中葉	1.05835	0.18735	5,300	280		
3)						
4)						
5)						

(注) AB: 石綿小体、 F: 石綿纖維数
検出下限値: 1本のAB又はFが検出されたときのAB又はF濃度

【BALFの計測結果】(※該当する□にレ印を付し必要事項を記入してください。)

採取部位	BALF (ml) (分析に使用した量)	石綿小体濃度 (AB/ml)	検出下限値 (AB/ml)
☐ 右肺上葉 ☐ 右肺中葉 ☐ 右肺下葉			
☐ 左肺上葉 ☐ 左肺中葉			
☐ 部位不明			
☐ その他 ()			

計測結果

採取部位	BALF (ml) (分析に使用した量)	石綿小体濃度 (AB/ml)	検出下限値 (AB/ml)
1)			
2)			
3)			
4)			
5)			

(注) AB: 石綿小体、検出下限値: 1本のABが検出されたときのAB濃度

(注) AB: 石綿小体、検出下限値: 1本のABが検出されたときのAB濃度

【その他】

上記のとおり、計測結果を報告します。

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

計測機関所在地
計測機関名称
電話番号
担当部署名
担当省氏名

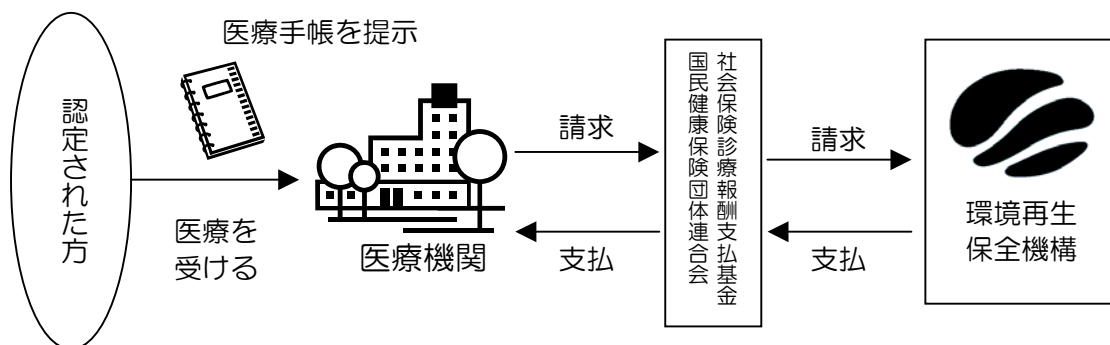
〒XXX-XXXX
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇センター
電 XXX-XXX-XXXX
〇〇〇〇科
〇 〇 〇 〇

印

4. 2 医療費（自己負担分）の支給

認定された患者さんの認定された疾病（中皮腫又は肺がん）に対する医療は保険優先の公費負担医療となります。認定された方には「石綿健康被害医療手帳」が交付されます。認定された方がこの医療手帳を提示して保険医療機関等において医療を受けたときは、認定された疾病（中皮腫又は肺がん）にかかる医療費の自己負担分を機構が支払います。

○医療費支給の流れ



ただし、認定の申請をしてから医療手帳が交付されるまでの間に、保険医療機関等において中皮腫又は肺がんに対する医療を受けたときにかかった医療費の自己負担分については、後日、患者さんが機構に請求することで支払われます。また、医療手帳が交付された後であっても、緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外で医療を受けたときや、医療手帳を提示せずに保険医療機関等から医療を受けたときも、後日、患者さんが機構に請求することで支払われます。

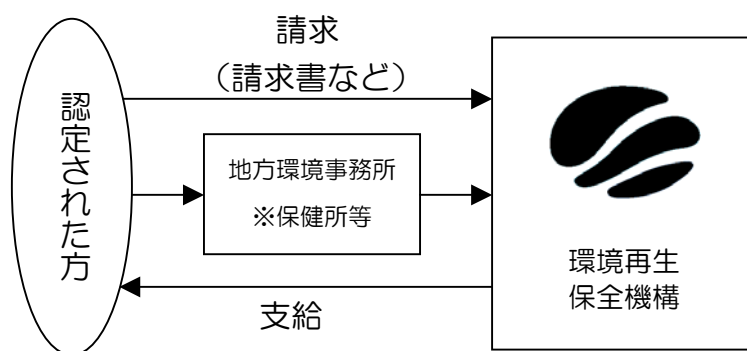
請求に必要な「受診等証明書」の発行をお願いいたします。

「受診等証明書」の様式がありますので、記載例を参照してください。

なお、医療費については、中皮腫及び肺がんそのものに対する医療のほか、その続発症について医療を受けた場合も同様に認定された方の自己負担分を機構が支払います。なお、認定疾病と関連性のない次のような疾病等について医療を受けた場合は、対象となりません。

- ① 先天性疾患、遺伝性疾患
- ② 歯科診療、正常分娩に係る産科診療
- ③ 他者の犯罪行為等第三者行為による傷害
- ④ 交通事故、労働災害、天災等の不慮の事故等他に原因が明らかである疾病等

○医療手帳が交付されるまでの間などにおける医療費請求・支給の流れ



※一部の保健所等は準備が整い次第、受付を開始します。

5 療養中の方がお亡くなりになった場合の給付

5. 1 葬祭料及び救済給付調整金について

認定された患者さんが認定疾病が原因でお亡くなりになった時は、葬祭料が給付されます。

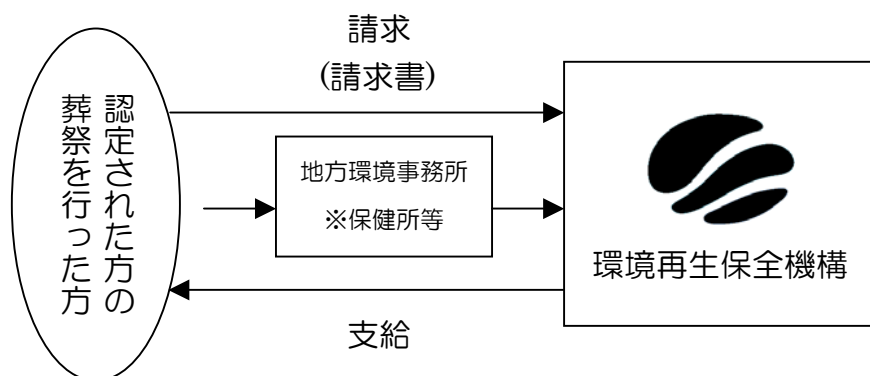
また、認定された患者さんが、法の施行前から指定疾病にかかっていた方で、施行日から2年以内にその疾病が原因でお亡くなりになった場合には、すでに支給された医療費及び療養手当の額の合計額が、特別遺族弔慰金の額（280万円）に満たないときは、その差額分が救済給付調整金として給付されます。

葬祭料及び救済給付調整金の請求には、次の事項を証明できる書類が必要ですので、以下の事項を記載した**死亡に関する診断書等の発行**をお願いいたします。

- ・死亡した事実
- ・死亡年月日
- ・認定疾病（中皮腫又は肺がん）に起因して死亡したこと

死亡に関する診断書の様式は、特段定められておりませんので、この内容を含んだ診断書であれば、どのようなものでも差し支えありません。

○葬祭料請求・支給の流れ



※一部の保健所等は準備が整い次第、受付を開始します。

6 法施行日（平成 18 年 3 月 27 日）前にすでに指定疾病が原因でお亡くなりの方のご遺族への給付

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行日（平成 18 年 3 月 27 日）より前に指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族には、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」が支給されます。

特別遺族弔慰金等を給付するためには、石綿を吸入したことにより指定疾病にかかり、指定疾病が原因で死亡したことを確認する必要があります。機構では、次のようにこれを確認することとしています。

1) 中皮腫

中皮腫については、中皮腫であるとの診断を受けていたこと、中皮腫に起因して死亡したことが客観的に確認できることが必要であり、具体的には、次のいずれかにより確認します。

① 死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書又は死体検案書において、死亡の原因として「中皮腫」の記載があること（良性疾患であることを明記したものを除く。）を確認できること

② 死亡時の診療録に中皮腫に起因して死亡したことの記載があることを確認できること

①については、申請者に代わり、機構が市町村や法務局に照会し確認します。

②による場合には、死亡の当時の診療録の写しを患者さんのご遺族へご提供くださいますようご協力お願いします。

2) 肺がん

肺がんについては、肺がん（原発性肺がんであることが否定できないものに限る。以下同じ。）であるとの診断を受けていたこと、肺がんに起因して死亡したことが客観的に確認できるとともに、石綿を吸入することにより肺がんが発症したことを示す医学的所見が確認できることが必要です。

肺がんであるとの診断を受けていたこと、肺がんに起因して死亡したことは、具体的には、中皮腫の場合と同様に次のいずれかにより確認します。

① 死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書又は死体検案書において、死亡の原因として「肺がん」の記載（転移によるものを示す記載を除く。）があることを確認できること

② 死亡時の診療録に原発性肺がんであって、これに起因して死亡したことの記載があることを確認できること

①については、申請者に代わり、機構が市町村や法務局に照会し確認します。

②による場合には、死亡の当時の診療録の写しを患者さんのご遺族へご提供くださいますようご協力お願いします。

また、石綿を吸入することにより肺がんが発症したことを示す医学的所見と

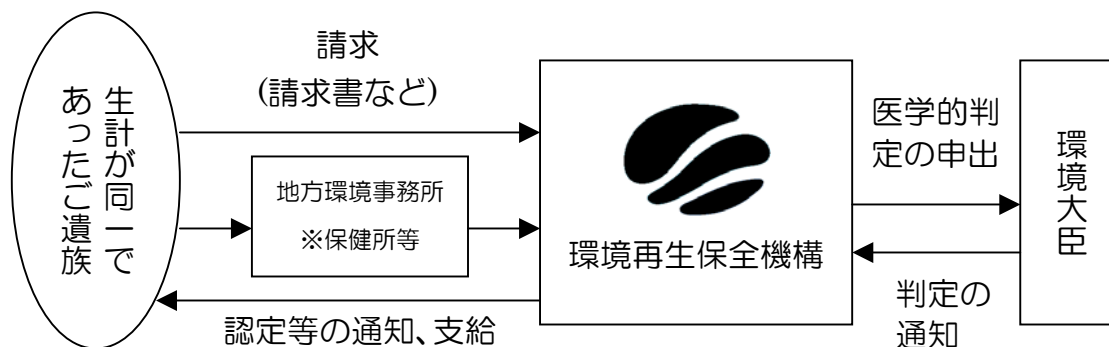
しては、以下のいずれかが認められることについて医師の報告書が必要です。
報告書の様式がありますので、記載例を参照してください。

ア 胸部エックス線検査又は胸部ＣＴ検査により、胸膜プラーク(肥厚斑)が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法に定める第１型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）があつて胸部ＣＴ検査においても肺線維化所見が認められること。

イ 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上（次のいずれか）認められること

- ・乾燥肺重量１ｇ当たり５,０００本以上の石綿小体
- ・乾燥肺重量１ｇ当たり２００万本以上の石綿繊維（５μm超。２μm超の場合は５００万本以上）
- ・気管支肺胞洗浄液１ml当たり５本以上の石綿小体

○特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求・支給の流れ



※一部の保健所等は準備が整い次第、受付を開始します。

7 労災補償制度又は特別遺族給付金について

今回創設された石綿健康被害救済制度（救済給付関係）は、労災補償制度や特別遺族給付金の対象とならない方に対する救済の制度です。石綿による中皮腫、肺がんの多くは職業ばく露によるものと言われており、石綿による中皮腫、肺がんが疑われる患者さんがいた場合は、以下を参考に労災補償制度又は特別遺族給付金の対象となる可能性について十分ご留意下さい。

1) 労災補償や特別遺族給付金の内容について

労働者又は特別加入者でアスベストにさらされる業務に従事したことにより、中皮腫、肺がん、石綿肺等にかかった場合には、労災保険法に基づく「療養補償給付」や「休業補償給付」の支給対象となります。また、業務上のアスベストによる健康被害により死亡した場合には、遺族に対して「遺族補償年金」が支給されます。

また、労働者又は特別加入者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対しては、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、「特別遺族給付金」が支給されます。

2) 労災補償又は特別遺族給付金の対象となる可能性について

石綿による健康被害については、潜伏期間が長いものが多く、被害者が石綿を取り扱っていたことを忘れていたり、または認識せずに労働していたりする場合も多いことから、被害者の中には石綿にさらされる業務に従事していたことを自覚していない場合も多いといわれております。

石綿による健康被害の疑われる患者さんがいた場合は、丁寧に過去の労働歴を聴取することが重要です。

3) 労災補償制度又は特別遺族給付金についての情報提供について

以上から、被害者のためにも、労災補償制度又は特別遺族給付金の対象となる可能性がある被害者に対しては、労災補償制度又は特別遺族給付金について情報提供していただくようお願いします。

労災補償制度又は特別遺族給付金の対象となると思われる方については、その方に、最寄の労働基準監督署に相談するよう、ご指導いただきますようお願いいたします。

全国労働基準監督署所在地

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

・請求窓口（お問い合わせ先）

申請書類の様式は、こちらの窓口またはホームページから入手いただけます。
書類の受付は、こちらの窓口または郵送でお受けいたします。

独立行政法人 環境再生保全機構 <http://www.erca.go.jp>

 フリーダイヤル 0120-389-931

- ・川崎本部
〒212-8554
川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F
TEL：044-520-9508（代）
- ・大阪支部
〒530-0002
大阪市北区曽根崎新地 1-1-49 梅田滋賀ビル4F
TEL：06-6342-0335（代）

環境省 地方環境事務所 <http://www.env.go.jp/region/>

- ・北海道地方環境事務所
〒060-0001
札幌市中央区北 1 条西 10-1 ユーネットビル 9F
TEL：011-251-8702
- ・東北地方環境事務所
〒980-0014
仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F
TEL：022-722-2867
- ・関東地方環境事務所
〒330-6018
さいたま市中央区新都心 11-2
明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
TEL：048-600-0815
- 新潟事務所
〒950-0078
新潟市万代島 5-1 万代島ビル 15F
TEL：025-249-7575
- ・中部地方環境事務所
〒460-0003
名古屋市中区錦 3-4-6 桜通大津第一生命ビル 4F
TEL：052-955-2134
- ・近畿地方環境事務所
〒540-6591
大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル 8F
TEL：06-4792-0703
- ・中国四国地方環境事務所
〒700-0984
岡山市桑田町 18-28
TEL：086-223-1581
- 高松事務所
〒760-0023
高松市寿町 2-1-1
高松第一生命ビル新館 6F
TEL：087-811-7240
- 広島事務所
〒730-0013
広島市中区八丁堀 16-11
日本生命広島第2ビル 2F
TEL 082-511-0006
- ・九州地方環境事務所
〒862-0913
熊本市尾ノ上 1-6-22
TEL 096-214-0332
- 福岡事務所
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東 2-6-23
博多駅前第2ビル 7F
TEL 092-437-8851

準備が整い次第、一部の保健所等でも受付が開始されます。